

介護保険法第 78 条の 2 に基づく 地域密着型サービス事業者の指定について

市外の地域密着型サービス事業者を指定しましたので報告します。

○他市所在の地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型サービスについては、市町村が事業者の指定を行い、原則として当該市町村の住民が保険給付の対象とされています。ただし、事業所所在地の市町村の同意があった場合には、ほかの市町村も同事業所を指定できる仕組みとされています。（介護保険法第 78 条の 2 第 4 項第 4 号）

○指定したサービスについて

地域密着型サービス種別	認知症対応型共同生活介護
指定年月日	令和 6 年 6 月 1 日

<認知症対応型共同生活介護とは>

認知症と診断された方が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴・排泄等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

指定に係る基準については、提出書類にて確認し、問題ないことを確認しています。詳細は P4 をご確認ください。

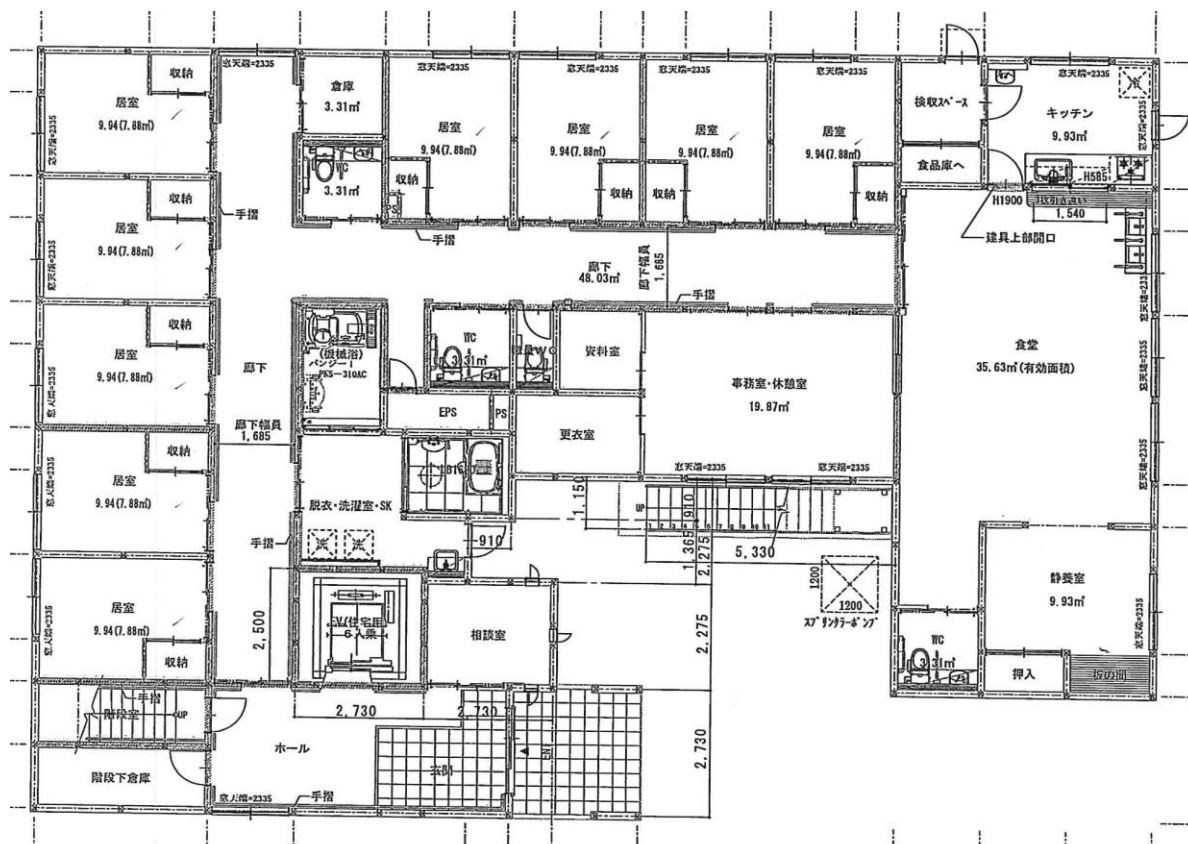
また、以下については、次のページをご確認ください。

- ・事業所の概要について：P2
- ・平面図：P3

○事業所の概要について

申請者	フリガナ	メディカルアシストカブシキガイシャ				
	名称	メディカルアシスト株式会社				
	事務所の所在地	(郵便番号)362-0014 上尾市本町 5-13-27				
	代表者の職名・氏名	職名: 代表取締役 氏名: 岩崎 英治				
事業所	フリガナ	アシストホームハスダ				
	名称	あしすとホーム蓮田				
	所在地	(郵便番号)349-0105 蓮田市藤ノ木 4-53				
管理者	氏 名	塚本 憲司				
	事業所内の従業者との兼務の有無	(有)・無		職種: 計画作成担当者		
	他事業所の従業者との兼務の有無	(有)・無				
従業者の職種・員数		計画作成担当者		介護従業者		
		専従	兼務	専従	兼務	
		常勤 (人)	0	1	9	0
		非常勤 (人)	1	0	8	0
設備	居室	7. 8 8 m ²				
主な揭示事項	営業日	2 4 時間				
	営業時間	3 6 5 日				
	利用定員	1 8 名 (2 ユニット 1 ユニット 9 名)				
	通常の事業実施地域	蓮田市				
蓮田市指定年月日		令和 2 年 4 月 1 日				

○平面図



指定に係る基準適合一覧

【認知症対応型共同生活介護】

根拠法令：指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成18年3月14日 厚生労働省令第34号)(以下「平18厚労令34」といいます。)

1. 人員に関する基準

職種	基準の概要	根拠法令	適否	当該事業所
代表者	○特別養護老人ホーム等の従業者又は訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者。 ○認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているものでなければならない。	平18厚 労令34 第92条 平18厚 労令36 第72条	適	・研修修了証確認
管理者	○原則常勤専従 ただし、管理上支障のない場合は、同事業所又は同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可。 ○特別養護老人ホーム等の従業者等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているものでなければならない。	平18厚 労令34 第91条 平18厚 労令36 第71条	適	・管理者を常勤1名 ・計画作成担当者を兼務 ・研修修了証確認
介護従事者	○夜間・深夜の時間帯以外 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。 ○夜間・深夜の時間帯 夜間・深夜の時間帯を通じて1以上。 ○介護従事者のうち、1以上の者は常勤でなければならない。	平18厚 労令34 第90条 平18厚 労令36 第70条	適	介護職員17名 ・常勤専従9名 ・非常勤専従8名 勤務形態一覧表確認
計画作成担当者	○原則専従、非常勤可。 ただし、利用者の処遇に支障がない場	平18厚 労令34	適	計画作成担当者2名

	合は、同事業所の管理者又は他の職務に従事可。 ○計画作成担当者を1を超えて配置する事業所は、少なくとも1人を介護支援専門員とし、それ以外は、認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができます。 ○「実践者研修」または「基礎課程」を修了しているものでなければならない。	第 90 条 平 18 厚 労令 36 第 70 条		・常勤兼務1名 ・非常勤専従1名 介護支援専門員証、研修修了証確認
--	---	-------------------------------------	--	--

2. 設備・備品等に関する基準

設備	基準の概要	根拠省令	適否	当該事業所
共同生活住居（以下「ユニット」という。）	○1以上3以下のユニットを有している。 ○1ユニットの入居定員を5人以上9人以下とする。 ○複数のユニットを設ける場合、居間、食堂及び台所については、ユニットごとの専用の設備となっている。	平 18 厚 労令 34 第 93 条 平 18 厚 労令 36 第 73 条	適	2ユニット （1ユニット9人） 各ユニットごとに 分かれている。
居室	○1の宿泊室の定員は 1 人。（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人も可） ○1の宿泊室の床面積は、7.43 m²以上 ○居間、食堂、台所、浴室等必要な設備を設ける		適	宿泊の利用定員 18人 全個室、18室設置 全室、床面積は 7.43 m²以上。 平面図確認
消火設備その他非常災害に際して必要な設備	消防法その他法令等に規定された設備		適	・消火器設備 ・スプリンクラー設備 ・自動火災報知設備

3. 運営に関する主な基準

	基準の概要	根拠条文	適否	当該事業所
基本方針	(1) 認知症対応型共同生活介護 要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な	平 18 厚 労令 34 第 89 条	適	運営規程確認

	環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。	平 18 厚 労 令 36 第 69 条		
内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得る。	平 18 厚 労 令 34 第 108 条 (準用第 3 条の 7) 平 18 厚 労 令 36 第 85 条 (第 11 条準用)	適	運営規程・重要事項説明書等確認
利用料等の受領	法定代理受領サービスとして提供されるサービスについての利用者負担として、地域密着型介護サービス費用基準額の 1 割、2 割又は 3 割(法の規定により保険給付の率が 9 割、8 割又は 7 割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならない。 このほか、食事の提供に要する費用、おむつ代等の支払いを受けることができる。 上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家	平 18 厚 労 令 34 第 96 条 平 18 厚 労 令 36 第 76 条	適	運営規程・重要事項説明書等確認

	族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ること。			
指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針	具体的取扱方針の概要 (1) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。 (2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者それぞれが役割をもって家族的な環境の下で、日常生活を営むことができるよう配慮する。 (3) 漫然かつ画一的にならないように必要な援助をおこなう。 等	平 18 厚 労令 34 第 97 条 平 18 厚 労令 36 第 87 条	適	運営規程・重要事項説明書等確認
緊急時の対応	サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平 18 厚 労令 34 第 108 条 (第 80 条の準用) 平 18 厚 労令 36 第 85 条 (第 25 条準用)	適	運営規程・重要事項説明書等確認
運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業員の職種、員数及び職務の内容 (3)利用定員 (5)(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 (6)入居に当たっての留意事項 (7)非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項その他運営に関する重要事項	平 18 厚 労令 34 第 102 条 平 18 厚 労令 36 第 27 条	適	運営規程確認
勤務体制の確保等	利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制	平 18 厚 労令 34	適	従業員の勤務体制及び勤務形態

	制を定めること。	第 103 条 平 18 厚 労令 36 第 80 条		一覧表確認
協力医療機関等	○利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めること。 ○あらかじめ、協力歯科医療機関を定めること。	平 18 厚 労令 34 第 105 条 第 3 項 平 18 厚 労令 36 第 82 条	適	運営規程、重要事項説明書、協力医療機関協定書等確認
非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。	平 18 厚 労令 34 第 108 条 (準用第 82 条の 2) 平 18 厚 労令 36 第 85 条 (第 58 条の 2 準用)	適	運営規程、非常災害対策計画確認
秘密保持等	従業員又は従業員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう対策を講じること。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	平 18 厚 労令 34 第 108 条 (準用第 3 条の 33) 平 18 厚 労令 36 第 85 条 (第 33 条の準用)	適	運営規程、契約書等確認
苦情処理	利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。	平 18 厚 労令 34 第 108 条 (準用第 3 条の	適	運営規程、苦情に対する措置の概要等を確認

		36) 平 18 厚 労令 36 第 85 条 (第 36 条 の準用)		
地域との連 携等	サービスの提供に当たっては、運営推 進会議を設置し、おおむね2月に1回以 上、運営推進会議に活動状況を報告し、 運営推進会議による評価を受けるととも に、運営推進会議から必要な要望、助言 等を聴く機会を設けること。	平 18 厚 労令 34 第 108 条 (準用第 34 条) 平 18 厚 労令 36 第 85 条 (第 39 条 の準用)	適	運営規程、運営 推進会議構成員 一覧表確認
事故発生時 の対応	利用者に対するサービスの提供により 事故が発生した場合は、市町村、当該利 用者の家族、当該利用者に係る居宅介護 支援事業者等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じること。利用者に対するサー ビス提供により、賠償すべき事故が発生し た場合は、賠償を速やかに行わなければ ならない。	平 18 厚 労令 34 第 108 条 (準用第 3 条の 38 条) 平 18 厚 労令 36 第 85 条 (第 37 条 の準用)	適	運営規程、重要 事項説明書等確 認